

2013～2014年度

地区ガバナー

第1副地区ガバナー

第2副地区ガバナー



Lions Clubs International 330-A
選挙公報



ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区

代議員の皆様へ



ライオンズクラブ国際協会330-A地区
選挙管理委員会

委員長 浅野 憲 一

陽春の候、代議員の皆様におかれましては、日頃よりライオンズクラブのためにご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度2013～2014年度330-A地区における地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナーの選出にあたりまして、グッド・スタンディングのメンバーの立候補がなされ、去る平成25年3月13日届出の締切りを行いました。その結果、地区ガバナー立候補者1名、第1副地区ガバナー立候補者1名、そして第2副地区ガバナー立候補者3名の届出となりました。

選挙管理委員会は、各立候補者の資格審査を行いましたところ、幸いにも各立候補者におかれましては、有資格であることを確認いたしました。

平成25年4月20日（土）、東京プリンスホテルでの「第59回年次大会」において、各選出の選挙を実施する運びであります。

選挙運動は、平成25年3月29日公示日の翌日である3月30日より4月19日までとなっております。

当然のことながら、公正・公平でクリーンな選挙が期待されているところであり、メンバー各位のご理解とご協力を切にお願いするところであります。

選挙違反行為に対しましては、迅速且つ厳正に対処するつもりでありますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

330-A地区・地区ガバナー立候補者



氏名 鈴木 定光 (すずき さだみつ)
所属 第4R・第2Z 東京江東南LC
(会員番号1435852)
生年月日 昭和25年7月20日 満62歳
住所 〒135-0033 東京都江東区深川2-16-7
現職及び職歴 心行寺 代表役員
双葉幼稚園 園長

Lions Clubs International

ライオン歴

- ・1988年1月9日 東京江東南ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
 - ・1989～1990年 クラブ理事
 - ・1990～1991年 クラブ理事
 - ・1991～1992年 クラブ理事
 - ・1993～1994年 クラブ理事
 - ・1994～1995年 クラブ理事
 - ・1996～1997年 クラブ会長
 - ・1998～1999年 330-A地区指導力育成委員会委員
 - ・2000～2001年 クラブ理事
 - ・2001～2002年 クラブ理事
 - ・2002～2003年 クラブ理事
 - ・2003～2004年 330-A地区献血献腎推進委員会委員
 - ・2004～2005年 330-A地区キャビネット副幹事
 - ・2005～2006年 クラブ会長
 - ・2006～2007年 6R2Zゾーンチェアパーソン
 - ・2007～2008年 330-A地区事後処理特別委員会副委員長
 - ・2008～2009年 4Rリジョンチェアパーソン
 - ・2009～2010年 複合地区レオ・ライオネス・女性参加委員会副委員長
 - ・2010～2011年 複合地区政策・中長期計画委員会副委員長
 - ・2011～2012年 第2副地区ガバナー
 - ・2012～2013年 第1副地区ガバナー
- ※メルビン・ジョーンズ・フェロー 12回



主なアワード受賞歴

国際会長感謝状 3回

所信表明

このたび、2013～2014年度330-A地区ガバナーに立候補いたしました4R2Z東京江東南ライオンズ所属のL鈴木定光です。

「縁」と「絆」を原動力にライオンズクラブの未来を築こう」との思いで、一昨年、第二副地区ガバナーに立候補しご選任いただきましてから、大石誠前地区ガバナー、阿久津隆文地区ガバナーのご指導をいただきながら、第二副地区ガバナーとして、又今期は第一副地区ガバナーとして各クラブの実情の把握とキャビネット運営の在り方についていろいろと勉強させていただきました。

その中で最も感じたのが、やはり330-A地区のメンバーの「縁」と「絆」の強さです。一昨年の日比谷公会堂における330-A地区主催「ダメ。ゼッタイ。薬物乱用防止大会」の大成功、昨年の都庁前広場で行われたオリンピック・パラリンピック招致支援を機に地区内全域で盛り上がりを見せた招致支援署名活動、日比谷公園で数万人の人々に東北復興支援を呼びかけた女川さんまつり、また各クラブの素晴らしい数々のアクティビティに接し、メンバー同士の相互理解と一致団結の強さの根源に「縁」と「絆」があることを確信させていただきました。

この「縁」を深め「絆」を強めていくためには、ライオニズムの高揚が何よりも必要です。その意味で、「良識あるキャビネット運営」を実現してこられた先輩ガバナーの強いリーダーシップ、そして「良識あるクラブ運営」を心がけてこられた諸先輩方のご尽力に深く感じいった次第です。

しかしながら大きく変化している時代の中で、ライオンズクラブの在り方、キャビネットの在り方もまた時代の流れとともに変わらなくてはならないときに来ています。

そのためには、地区ガバナーとしての責務を重く受け止め、なお一層地区運営の円滑化をさらに推進し、さらにはライオンズクラブの未来の構築に取り組む所存です。

そこで地区ガバナーとしての1年間は、

1. 東北大震災復興支援の継続推進

- ・330-A地区ならではの復興支援体制を整備する必要があると考えます。

2. ライオンズクラブが抱えている諸問題の解決を先送りせずに勇気をもって取り組む

- ・関係委員会と連携し、問題点を抽出して、重要課題から一つ一つ解決に取り組んでいくことが必要と考えます。

3. 会員維持及び増強に関係委員会と一体になって取り組む

- ・会員維持のための抜本的な対策の立案と実施、長期的視野に立った会員増強運動の展開が必要と考えます。
- ・クラブアクティビティの情報一元化による対外的なPRの強化が必要と考えます。

4. ライオンズクラブの将来ビジョンを策定する

- ・広くメンバーからの英知を集め、あるべきライオンズクラブの姿、キャビネットの姿を描き出し、その姿を実現するための方策を立てることが必要と考えます。

5. 行政体との連携体制確立を推進

- ・各クラブがそれぞれの地域の行政体と連携されていることに加えて、地区キャビネットとしてより上位の行政体と連携していくことが必要と考えます。

以上の課題に取り組むことをお約束いたします。
「縁」と「絆」を信じ、共に手を携え、未来に向けて進んでいきましょう。

2012-2013

330-A地区・第1副地区ガバナー立候補者



氏名 塩月 藤太郎 (しおつき とうたろう)
所属 第13R・第2Z 東京田無LC
(会員番号781924)
生年月日 昭和15年8月23日 満72歳
住所 〒188-0014 東京都西東京市芝久保町3-29-8
現職及び職歴 (有)大栄土地
(株)塩月産業 代表取締役
(株)フジコーポレーション 代表取締役

Lions Clubs International

ライオン歴

- ・1985年9月 東京田無ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
- ・1988～1989年 クラブテールツイスター
- ・1989～1990年 クラブ理事
- ・1990～1991年 クラブ理事
- ・1991～1992年 クラブ理事
- ・1992～1993年 クラブ理事
- ・1995～1996年 東京田無ライオンズクラブ会長
- ・2000～2001年 クラブ会計監査
- ・2003～2004年 東京田無ライオンズクラブ会長 (結成20周年)
- ・2004～2005年 330-A地区 法人化推進委員会 委員
- ・2005～2006年 330-A地区 LCIF CSFⅡ特別委員会 委員 クラブ理事
- ・2006～2007年 330-A地区 LCIF CSFⅡ特別委員会 副委員長 クラブ理事
- ・2007～2008年 330-A地区 LCIF CSFⅡ特別委員会 副委員長 クラブ理事
- ・2008～2009年 13R2Z・ゾーンチェアパーソン
- ・2009～2010年 330複合地区 環境保全・社会福祉委員会 委員
- ・2010～2011年 13R・リジョン・チェアパーソン
- ・2011～2012年 330-A地区 献眼・献腎委員会 委員長
330複合地区 献眼・献腎・骨髄移植委員会 委員
- ・2012年～ 330-A地区 第2副地区ガバナー
330複合地区ガバナー協議会 運営委員会参与
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 6回



所信表明

この度、2013年～2014年度330-A地区第一副地区ガバナーに立候補いたしました13R 2 Z東京田無ライオンズクラブ所属のL塩月藤太郎でございます。昨年の4月に開催されました第58回年次大会におきまして第2副地区ガバナーにご選任いただきまして、阿久津ガバナー、鈴木第一副地区ガバナーのご指導を頂きながら、ガバナーチームの一人として、クラブの現状や委員会、キャビネットの在り方等、日々勉強させて頂いております。2012年10月8日（月）ライオンズ奉仕デーには都庁前広場において「ダメ・絶対」をスローガンに薬物乱用防止大会、並びに東京オリンピック・パラリンピック招致大会が開催されました。また、10月20日（土）日比谷公園に於いて女川町さんま祭りが開催され、大勢のライオンズメンバーが加わって手伝い、ライオンズの底力をまざまざ見せつけた2日間であったと思います。私は、このように各メンバーの皆様が「縁と絆」による高い理想と「L字の輝き」を実現できる330-A地区を構築し、それを次世代へとバトンタッチしていくことが私に課せられた使命であると確信しております。

私は「L字の輝き」を実現するキャビネットについて、次のように考えます。

1. キャビネットを挙げて会員増強支援の強化

今、ライオンズクラブはメンバーの減少が進んでいます。会員増強をクラブ任せではなく、クラブとキャビネットが連携して会員増強策を打ち出したいと思えます。

2. 対外的PRの強化

各クラブのアクティビティの情報やキャビネットが行うアクティビティ等を集約し、それらを対外的にPRすることにより社会的な認知度を高めたいと思います。

3. 東日本大震災の復興支援

東日本大震災の復興はまだ続きます。東北地方の一日も早い復興を望むものであり、キャビネットと各クラブが力を合わせて取り組んでまいりたいと思います。

4. 「縁と絆」を地区とクラブの底力に

330-A地区のメンバーが「縁と絆」を深めていけば、いかなる困難をも乗り越えていけるでしょう。

時代が大きく変化していく中で、ライオンズクラブもまた、時代の変化に合わせていかなければなりません。しかしいくら時代が変わっても、1952年3月にわが国にライオンズクラブが誕生した時から燦然としている「L字の輝き」ライオンズ誕生の精神だけは変えてはならないと思います。「勇気」と「情熱」と「やる気」を持って、「L字の輝き」を実現できる330-A地区を目指します。メンバー各位のご支援を心よりお願い申し上げます。縁と絆を信じ、共に手を携えて進んでいこうではありませんか。



330-A地区・第2副地区ガバナー立候補者



氏名 近藤 正彦 (こんどう まさひこ)

所属 第14R・第1Z 東京八王子陵東LC
(会員番号805180)

生年月日 昭和20年8月23日 満67歳

住所 〒196-0004 東京都昭島市緑町4丁目26番3号

現職及び職歴 昭和43年3月 明治大学 理工学部建築学科 卒業
昭和43年4月～昭和56年1月 組織建築設計事務所勤務
昭和56年2月～近藤正彦建築研究所設立 主宰 現在に至る
建築物の基本計画、設計、監理、建築コンサル
タント業務全般

実施および計画 学校法人教育施設・休暇施設、医療法人
病院及び医療法人複合施設、商業施設ビ
ル、製造業生産施設及び研究開発施設、
集合住宅、社会福祉法人施設、個人住宅

ライオン歴

- ・2001年10月18日 東京八王子陵東ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーでない)
- ・2004～2005年 クラブ幹事、クラブ理事
- ・2005～2006年 クラブ理事
- ・2006～2007年 クラブ会長、クラブ理事
- ・2007～2008年 330-A地区 キャビネット副幹事、クラブ理事
- ・2008～2009年 330-A地区 キャビネット会計、クラブ理事
- ・2009～2010年 330-A地区 広報委員会委員長、クラブ理事
- ・2010～2011年 330-A地区 キャビネット幹事
- ・2011～2012年 330-A地区 IT委員会委員長
- ・2012～2013年 330複合地区 IT・PR情報委員会副委員長、クラブ理事
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 3回



主なアワード受賞歴

- ・2007年 Mahendra.Amarasuriya 国際会長：国際会長感謝状
- ・2008年 Albert F. Brandel 国際会長：リーダーシップ賞
- ・2009年 Eberhard J. Wirfs 国際会長：国際会長感謝状
- ・2010年 Sid L. Scruggs III 国際会長：リーダーシップ賞
- ・2011年 Dr.Wing-kun Tam 国際会長：国際会長感謝状

所信表明

私は、ライオンズクラブ国際協会330-A地区、2013～2014年度第二副地区ガバナーに立候補するにあたりまして、石井ガバナー期のキャビネット会計、河合ガバナー期のキャビネット幹事を務めさせて頂いた折に痛切に感じられた大多数のクラブが抱えられている切実な問題、その解決に各クラブの皆様のお知恵を拝借し、ライオンズクラブの永遠なる発展に少しでも寄与いたすべく努力する所存であります。

課題1 「東日本大震災」について

2011年3月11日に発生した、東日本大震災被災地域への支援活動は、今後もずっと永く継続して行く奉仕活動と考えます。

大震災後早くも2年経過しておりますが、私も何回か被災地を訪問し、茫洋と広がる住居のない市街地に、あらためて被害の大きさを、目の当たりにし、復興はいまだ予断が許さない厳しい現実を痛感して、阪神大震災以上に、長い時間が費やされる支援と被災地に即応した有効且つ継続した奉仕活動が大切だと思います。

皆様と共に必要とされる適切な奉仕活動を推進してまいりましょう。

課題2 「会員増強」「会員維持」について

地区の会員数の増強は世代を超えて、極めて重要でありかつ急がなければならないと考えます。

今、330-A地区の会員数は、約5,000人前後を推移しております。一方現在の会員の平均年齢は、凡そ68歳～69歳と推定されておりますことから、何としても世代をこえて皆様と共に、会員数の増強を行う事、とりわけ、女性会員、家族会員（特にご子息、ご令嬢）の増強は、ライオンズクラブの未来に取り、きわめて大切と考えます。幸い日本の経済状況も明るさが見受けられるなか、会員増強の成果は、必ずやより活力ある、より躍動的な330-A地区に変貌して行くものと、私は確信しております。

また会員維持は欠かせない重要な課題です。歴史のあるクラブでは、高齢化と共に、引退を考慮しておられるメンバーがある一方、苦勞して獲得した新入会員が辞めて行くケースも多く見られます。

その対策として、楽しく、魅力的な例会創り、やりがいのあるアクティビティを実施し、クラブ全員が参加出来る機会を創る事が会員同士の連帯感と充実感を

高め、会員の退会を減少出来る、大変重要な課題だと思います。

皆様とともに、ぜひとも会員増強をはかり、併せて会員維持に努力しましょう。

課題3 「青少年健全育成」について

薬物乱用防止活動をより推進し拡大してゆくことは、現代社会の強い要請と考えます。

330-A地区各クラブの皆様は永年、素晴らしく貴重で、様々な地域社会への奉仕活動を展開されてまいりました。

日常から見守り、ケアされている地域社会への奉仕活動として、青少年健全育成のため、薬物乱用防止活動の推進と共に、スポーツ等を通した奉仕活動を行う事が極めて大切と確信致します。

次世代の健全なる未来のため、皆様と共に推進、拡大しましょう。

課題4 「各クラブとキャビネットの関わり」について

主権、在クラブの言葉をお聞きになったメンバーは数多くいらっしゃる事と存じます。ライオンズクラブ国際協会の加盟単位は、個々のクラブが最小単位と成ります。私はクラブの自主性を重んじ、キャビネットとの信頼のおける良好な関係を維持するために年間数回のクラブ会長会を開催し、全てのクラブが抱えている問題や、素晴らしい成果を330-A地区内に情報公開し、解決策や成果の波及に各クラブのご意見を拝聴し、意見交換を通じて、共通認識を持ち、連帯を高めていきたいと考えます。

とりわけ、女性会員や若手会員と言われている青年会員の登用を各クラブにお願いし、ライオンズクラブの未来の為に、盤石の基礎造りの一端を担いたいと切に願っております。

また、山田實紘国際第二副会長候補者を330-A地区全体で支援し、日本国から二人目の国際会長の実現に皆様と共に努力し、2015年7月には、日本出身の国際会長と共に活力あふれる330-A地区に成る事を願っております。

以上、どの課題におきましても極めて大きな命題ではありますが、私は皆様と共に手を携えて、一步一步前進に寄与できるよう尽力する所存であります。

皆様の絶大なるご支援を賜りたく、重ねて宜しくお願い申し上げます。

330-A地区・第2副地区ガバナー立候補者



氏名 熊野 活行 (くまの かつゆき)
所属 第11R・第3Z 東京大江戸LC
(会員番号84029)
生年月日 昭和24年9月20日 満63歳
住所 〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-41-6-1-602
現職及び職歴 日本システム企画株式会社 代表取締役
日本ヘルスケア株式会社 代表取締役
日本モンゴル友好交流協会 会長
日本ミャンマー友好交流協会 会長
モンゴル国際経済大学 名誉教授

ライオン歴

- ・2004年8月1日 東京大江戸ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーである)
- ・2004～2005年 東京大江戸ライオンズクラブ 初代会長
- ・2005～2006年 東京大江戸ライオンズクラブ 会長
- ・2005～2006年 330-A地区 LCIF・CSFⅡ・国際協調委員会 委員
- ・2006～2007年 東京大江戸ライオンズクラブ 会長
- ・2006～2007年 330-A地区 国際協調委員会 委員
- ・2007～2008年 330-A地区 国際協調委員会 副委員長
- ・2008～2009年 東京大江戸ライオンズクラブ 会長
- ・2008～2009年 330-A地区 会員増強特別委員会 副委員長
- ・2009～2010年 東京大江戸ライオンズクラブ 会長
- ・2010～2011年 東京大江戸ライオンズクラブ 幹事
- ・2010～2011年 330-A地区 社会・障害者福祉委員会 副委員長
- ・2011～2012年 330-A地区 11R3Zゾーン・チェアパーソン
- ・2012～2013年 東京大江戸ライオンズクラブ 幹事
- ・2012～2013年 330複合 青少年・ライオンズクエスト委員会 委員
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 7回



主なアワード受賞歴

1. 会員キー賞 (Membership Key LCI#2802)
2. 会員キー賞 (Senior Builder Key LCI#2815)
3. CSFⅡ 献金賞

所信表明

会員が増えるライオンズクラブにしよう！ 「ライオンズバッジ」を誇り・信頼・尊敬の象徴に

私、熊野 活行は、昨年に引き続き本年度第59回年次大会において選出されます第二副地区ガバナーに立候補させて頂きました。私は、我々が所属するライオンズクラブを、奉仕活動を通して「一般の方々に広く知られ、信頼・尊敬される存在」になるよう、そしてその結果「会員が増えるライオンズクラブ」になるような組織にしたいと思っています。

何故会員が減り続けるのか '93年8,978名→4,927名、およそ20年間で約半分に!!

330-A地区は皆さんご承知のように長期間に渡って会員の減少傾向が続いています。これは組織の存続や安定した成長という視点から考えると致命的な結果に繋がりがねない重大事です。こういった会員の減少傾向は330-A地区個有の、或いはライオンズクラブだけに起きている特異な現象ではなく、「ロータリークラブ」「青年会議所」等々、他の奉仕団体も同じような状況の中にいるようですから、そういう意味では時代の流れの中である程度致し方のない事なのかもしれません。が、果たしてそのような結論付けで良いものなのでしょうか？

330-A地区長期会員減少の原因を考える

今後長期に渡って「会員が増える組織」にする為にも、ここでその理由について考えてみたいと思います。20年以上の長きに渡って減り続ける訳ですから、そこには何らかの理由があるはずで、そしてそれらに有効な解答を与えない限り、会員増への道は開かれません。

1. 近年奉仕を目的とした団体（NPO等）が増え、絶対にライオンズクラブでなければならない理由が希薄になっている
2. 入会動機の多くが仕事絡みの人間関係中心で、奉仕という理念への共鳴よりも、地域の企業経営者の交流ロビーに加わるといった事を目的とし、それが20年以上に渡って続いたデフレ不況等の景気動向に影響され「奉仕どころではない」という状況下にあった
3. 330-A地区には20年以上に渡る「対立の構図」が存在していて、それが毎年のガバナー選挙や人事等に影響を与え、息苦しい状況が続いている事により全会員が一体となって奉仕に取り組むという気運を阻害し続けている
4. ライオンズクラブの社会における位置付けや知名度が低く、奉仕事業の内容や実績に賛同して自身の意志で入会を希望するような人が殆どいない

会員数を増やす為にはどうしたら良いのか

1. 一部有力者の思惑を背景に担ぎ出されるようなリーダーではなく、公正公平に組織運営をするというしっかりした意志を持つリーダーを選ぶ事
2. 330-A地区を一般社団法人化し「社会的に認知された団体」にする
3. 日本のライオンズ8複合、35準地区、10万人の仲間と事業を創造し、それぞれ地域性や単位クラブの自主性を尊重しながらも、統一した考え方の下、大きな組織でなければできない恒久的な尊敬される社会貢献事業を行う

330-A地区を法人（一般社団法人）化する

会員の皆様は既にご承知のように、330-A地区は任意の団体です。このような形態でおよそ60年間活動してきた訳ですが、社会の有り様が大きく変化している今日、ライオンズクラブは会員数的にも組織的にも長期に渡って凋落傾向にあります。このような中、これまでの仕組みを一度リセットし新しい時代に対応できる組織にしなければなりません。社会的な責任の下に存在する組織、それが「法人化」です。

330-A地区の慈善部門を担う組織を設立し、 大きな枠組みの下でスケールの大きな社会貢献事業を行う

単位クラブではとてもできない様な大きな規模の慈善をする事を目的とした組織を作ります。勿論これには国際協会の理解が必要です。従って理解を得る為にアメリカの本部を訪問し、関係部署のみならず国際会長とも直接会って交渉したいと思っています。発展した自由主義経済の国におけるライオンズクラブの成長モデルを作る為にも、浄財によって支えられ、税法上の特典がある事は我々の組織にとって必要不可欠な仕組みです。

「仮称被災地ビジネスサポートサイト」の立ち上げ

具体的に言うとインターネットを利用して被災地メンバー等会員間のビジネスサポートをしようという考え方です。「どうせ買うなら仲間から」を基本的な考え方として、ユーザーであるライオンズメンバーと供給側としてのライオンズメンバー間の相互信頼による「ビジネスの絆」というシステムを作りたいと思います。勿論それが機能するようであれば対象を全国10万人のメンバーに拡大してゆけばと考えています。

私はこれらの事が現実のものとなった時、必ずやそれが会員数の増加に繋がるのだと確信しています。私、熊野活行、無私の精神で臆せず怯まず、自分の信ずるところを訴えながら頑張ってまいります。ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

330-A地区・第2副地区ガバナー立候補者



氏名 渋谷 俊徳 (しぶや としのり)
所属 第11R・第1Z 東京新都心LC
(会員番号855449)
生年月日 昭和24年11月25日 満63歳
住所 〒194-0032 東京都町田市本町田1826-7
現職及び職歴 1979年4月 シー・エイチ・シー・システム株式会社設立
代表取締役就任 現在に至る
1998年4月 システム・ハウジング株式会社設立
代表取締役就任 現在に至る

Lions Clubs International

ライオン歴

- ・1989年12月19日 東京新都心ライオンズクラブ入会
(チャーターメンバーである)
- ・1989～1991年 クラブ理事
- ・1995～1996年 クラブ幹事・理事
- ・1996～1997年 330-A地区 骨髄推進委員会 委員 クラブ第三副会長・理事
- ・1997～1998年 330-A地区 会員委員会 委員 クラブ第二副会長・理事
- ・1998～1999年 330-A地区 献血・骨髄移植推進 副委員長 クラブ第一副会長・理事
- ・1999～2000年 クラブ会長
- ・2000～2001年 330-A地区 献血・骨髄推進委員会 副委員長
- ・2002～2003年 330-A地区 献血・骨髄推進委員会 副委員長
- ・2003～2004年 330-A地区 ライオンズ カード推進委員会 委員
- ・2004～2005年 330-A地区 11R. 1Z. ZC
- ・2005～2006年 地区 骨髄移植・臍帯血推進 副委員長・クラブ理事
- ・2006～2007年 クラブ理事
- ・2007～2008年 地区 献眼・献腎・献血・骨髄 副委員長
- ・2010～2011年 地区 献眼・献腎・献血・骨髄 委員長
- ・2012～2014年 クラブCN25周年実行委員長・クラブ理事
※メルビン・ジョーンズ・フェロー 2回

主なアワード受賞歴

国際会長賞 計2回受賞

- 一回目 2004年～05年 クレメント.F.クジアク会長 (リーダーシップ部門)
- 二回目 2004年～05年 クレメント.F.クジアク会長 (エクステンション部門)

ガバナー感謝状 計4回受賞

- 1996年～97年 菅原 雅雄ガバナー期
- 2000年～01年 小坂 哲瑯ガバナー期
- 2002年～03年 今井 三和ガバナー期
- 2010年～11年 河合 悦子ガバナー期

所信表明

私、L渋谷俊徳はチャーターメンバーとして1989年（平成元年）に東京新都心ライオンズクラブに入会させて頂き今年で満24年になります。この度、ライオンズクラブ最大のアクティビティである『**自クラブからのガバナー選出**』という大きな目標を達成すべく、東京新都心ライオンズクラブの創立25周年記念アクティビティとしてクラブの推薦を頂き第二副地区ガバナーに立候補させて頂きました。

私は昨年8月より25周年実行委員長として今日現在既に1Rから14Rの100以上のクラブに例会訪問させて頂き『各クラブメンバーの生の声』を拝聴させて頂き、『**クラブ重視**』と『**現場主義**』がライオンズ活動の原点であると確信致しました。

この例会訪問で皆様から頂いた貴重なお言葉を基本として、私がガバナーになった暁には、次の5項目を実行する事をお約束申し上げます。

I、「クラブ重視」と「現場主義」を実践します

- 各々のクラブが得意なアクティビティを実行する為に、ライオンズのリジョン、ゾーンはもとより地区を越え、垣根を取り除き、連携・協力し、地域社会の各種団体にも協力を求め、マスコミ等にアピールし、地域社会に認知され、理解される「東日本大震災復興支援活動等」の様な社会のニーズにかなったアクティビティを実行します。
- 奉仕活動の基本は、あくまでも相手の立場で「一人よがり」「善意の押し付け」は禁物

II、アクティビティに「青少年健全育成及び若手育成」思考を注入します

- それは、これからのライオンズ活動には地域における青少年や若手の協力が不可欠であるからです。
地域のボーイスカウト、スポーツ少年・少女団体、消防少年団体、町内会の子供会、学生や学校及び教育機関にも協力を呼びかけアクティビティを実行します。

III、「正しい」ライオンズを実現します

- 「正しい」キャビネット運営と「正しい」クラブ運営を目指し「正しい」ライオンズの姿を実現します。
①地区キャビネットは各クラブの活動のお手伝い徹底し、そのライオンズ活動を地域社会に公報し、

啓蒙することを責務とします。

- ②「古い習慣」や「一部の人間関係」だけの人事は撤廃し、「**適材適所**」の人事を実行します。
- ③キャビネットの役割を整理し、良い所は伸ばし、改革・改善すべきところは各クラブの意見を尊重しこれを実行します。
- ④各クラブ間の活動と青年会議所・商工会議所・日赤・社会福祉協議会・各種NGO・NPO等、関係団体との連携・協力をサポートします。

IV、ライオンズクラブの評価を高めます

- これからのライオンズは地域社会からの評価が必要です、地域社会と共に活動し評価を得ることにより新入会員の獲得に繋がります。
メンバーが「**5,000名しか居ない**」では無く「**5,000名も居る**」から出直します、この答えは各クラブが持っています、各クラブの実行有るのみです。

V、「華の330-A」を復活させます

- 国際会長が久しぶりに日本より誕生する可能性もありこの機会にライオンズ活動を通し、地区や国を越えアクティビティを実行し、日本の中心・世界の東京として330-A地区を再認識して貰えるようメンバー全員が一致協力して復活に邁進できる環境をキャビネットが整えます。

以上の事を実行するには「全メンバー」と「一般社会」「地域社会」との協力と連携が必要であり、私達は「**姿勢**」を正し「**勇氣**」を持って進んで行かなくてはなりません。

「方法論や出口論」が毎年繰り返されてはいませんか？ 大事なものは「**崇高なライオニズム**」にのっとった「**基本姿勢**」です。「グッドスタンディング」の前に「**立派な社会人**」で無くてはなりません。

今、皆様と一緒に立ち上がりましょう！そして実行しましょう！

どうか、『**自クラブからガバナーを誕生させる。**』と言う、東京新都心ライオンズクラブ・25周年の記念アクティビティを実現させて下さい。

私、L渋谷俊徳にお力をお貸しください。

私、L渋谷俊徳にガバナーとして仕事をさせて下さい。

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第59回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は462名とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は22名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切り取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、9時00分より9時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、10時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時50分までには登録手続きを済ませること。9時50分には、登録受付は停止する。代議員会場入口は、10時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。
- (エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

- (ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。
- (イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る。
- (オ) 次の投票は無効とする。
 - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。
- (キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことが出来る。
- (ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めるとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。
- (ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。
- (サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのピラミキ、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

- (ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以上

2013-2014年度 地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー選挙に関する規定

第一章

第1条 (規定の目的)

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条 (選挙の倫理)

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条 (選挙の日)

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条 (選挙運動期間)

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条 (選挙の管理)

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条 (立候補の届出)

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限内、地区ガバナー、第1副地区ガバナーについては金20万円の登録料を、第2副地区ガバナーについては金100万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条 (代議員名簿)

- 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求めることができる。
- 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
- 第1項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

第8条 (選挙責任者)

- 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
- 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
- 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第9条 (選挙運動の禁止事項)

- 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う。
- 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないことを目的として次の行為をしてはならない。
 - 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与、その申込み若しくは約束をすること。
 - 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
 - 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
 - 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
 - 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
 - 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
 - 代議員の選挙権の行使を妨げること。
 - 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等と同行すること。
 - 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
 - その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第10条 (文書による運動)

- 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
- 文書による選挙運動としては、通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）のみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条 (違反に対する基本姿勢)

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しては本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条 (違反に対する処置)

- 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
- 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえで、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。

- 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第13条 (選挙公報)

- 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
- 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
- 選挙公報に掲載する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
- 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条 (公開討論会又は、立会演説会)

- 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
- 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
- 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
- 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第15条 (投票用紙)

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第16条 (投票の無効)

次の投票は無効とする。

- 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
- 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
- 複数の候補者に○印を記載したもの。
- 印以外の記号および他事を記載したもの。
- 印の記載のないもの。
- その他判断の困難なもの。

第17条 (当選人)

- 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
- 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第18条 (構成)

- 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
- ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第19条 (正副委員長)

- 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第20条 (服務規定)

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条 (違反行為の連絡)

- 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条 (選挙管理委員会の義務)

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第23条 (委員に対する制約)

- 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
- 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第1条

- この規定は、平成11年11月26日から施行する。
- 平成12年11月20日一部改定。
- 平成13年11月16日一部改定。
- 平成18年1月17日一部改定。
- 平成18年4月22日一部改定。
- 平成19年3月26日一部改定。
- 平成20年11月18日一部改定。
- 平成21年11月6日一部改定。
- 平成22年11月8日一部改定。
- 平成23年6月13日一部改定。
- 平成24年11月26日一部改定。
- 平成25年1月21日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

次期地区ガバナー、次期第1・第2副地区ガバナー

選挙日程

1

立候補届出日

受付日時：2013年3月13日(水) 13時30分～16時30分
締切：当日限り
受付場所：330-A地区キャビネット事務局内 選挙管理委員会

2

資格審査日

2013年3月19日(火)

3

公示日

2013年3月29日(金)

4

選挙運動期間

自 2013年3月30日(土)
至 2013年4月19日(金)

5

立会演説会

1回目 日時：2013年4月6日(土)14時00分～16時00分
場所：立川グランドホテル
2回目 日時：2013年4月15日(月)13時00分～15時00分
場所：東京プリンスホテル

6

選出日

第59回年次大会当日
2013年4月20日(土)
東京プリンスホテル